

集団胃がん検診

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止としていましたが、**事前予約制**にて実施します。

■**検診日程** 12月11日(金)、12日(土)、14日(月)、21日(月)、22日(火)

■**受付時間** 午前8時～正午
(30分ごとの時間指定予約)

■**会場** 保健センター

■**対象者** 40歳以上(令和3年3月31日現在)

■**料金** 1,200円(今年度40歳となる方および75歳以上の方は無料となります)

■**予約方法**

あらかじめ希望日時をご検討いただき、保健センターまでお申し込みください。

※メール・FAXによるお申し込みは受け付けておりません。また、予約は先着順となり定員を設けます。予約状況によってはご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※予約受付期間は、10月1日(木)～30日(金)までの間となります。
(平日 午前9時～午後5時)

■**その他**

・令和2年度中に個別胃がん検診を受診した方(受診予定の方を含む)は受診できません。予約確定後間診票を送付します。

・予約なしで来場された場合、受診できませんのでご注意ください。

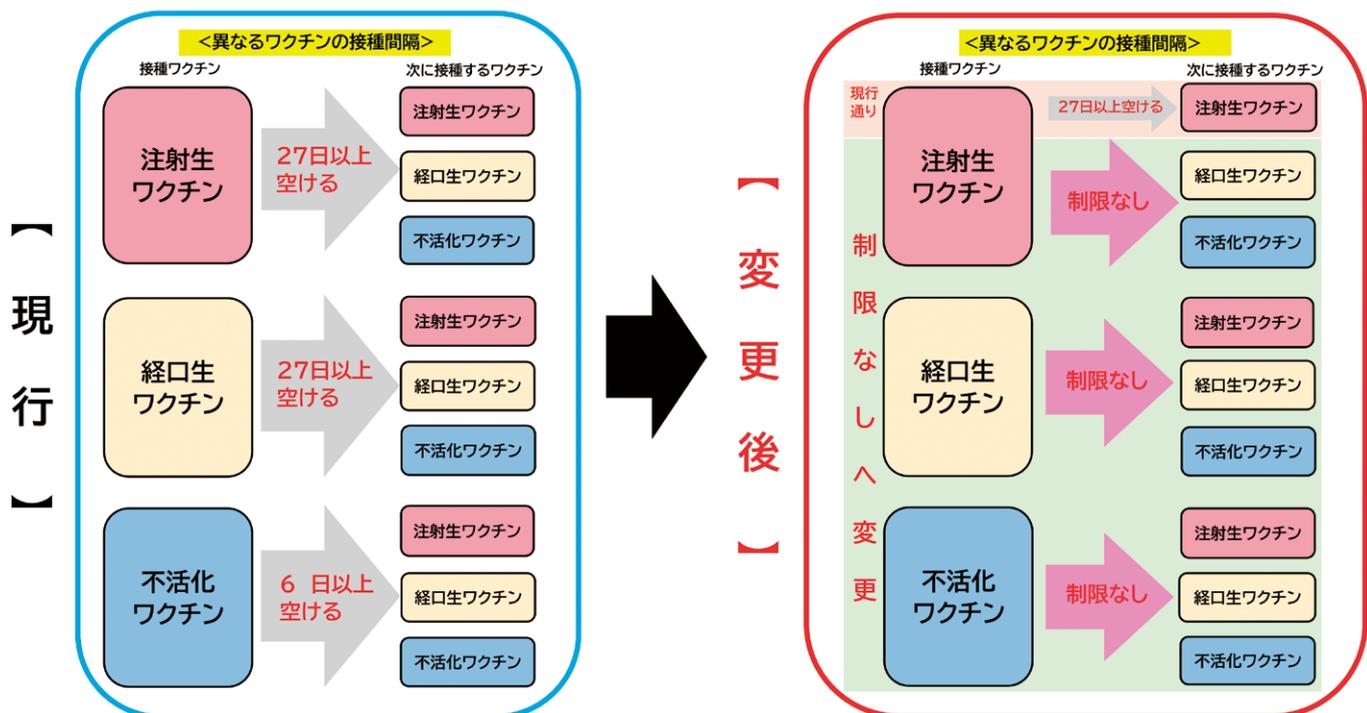
・検診は自覚症状のない方が対象です。気になる症状がある方は、検診ではなく早めに医療機関にご相談ください。

ワクチン間の接種間隔の制限

定期接種実施要領の改正に伴い、乳幼児の定期接種において異なるワクチン間の接種間隔の制限が一部緩和されることとなりました。**以下の表のとおり**、注射の生ワクチン間のみ接種してから27日以上間隔を空けることとし、その他のワクチンについては制限がなくなりました。ただし、同一ワクチンを複数回接種する際の接種間隔の制限は従来通りとなりますので、ご注意ください。



■**接種間隔の変更について (表)**



※各ワクチンの分類

- ・注射生ワクチン…BCG、水痘、麻しん風しん混合、麻しん、風しん、おたふくかぜ
- ・経口生ワクチン…ロタウイルス
- ・不活化ワクチン…Hib、肺炎球菌、四種混合、不活化ポリオ、日本脳炎、二種混合、HPV、インフルエンザ など

特定計量器(はかり)定期検査のお知らせについて

☎ 産業振興課 産業振興係 ☎77-3918

計量法の規定に基づく計量器の定期検査を実施します。この検査は2年に1回実施することが定められていて、商店、工場、病院、学校などで計量器(はかり)を取引または証明に使用している方は、必ず受検しなければならないことになっています。

なお、受検しない場合、計量法違反として罰則が適用されることがありますので注意してください。

『集合検査』の実施

- 検査日時 12月15日(火)
午前10時30分～正午、午後1時～3時
- 場所 芝山町役場車庫棟
- 当日持参するもの
- ①計量器(おもりや分銅を使用するものは一緒に持参してください)
- ②検査手数料(1台250～3,600円程度)
- 検査対象となる計量器(はかり)の例
検査証印または基準適合証印のある以下のはかり
 - ・各種商店(肉屋、八百屋など)で商取引に使用しているはかり
 - ・薬局、病院の調剤用のはかり、および健康診断に使用している体重計
 - ・幼稚園、保育所、小中学校などで健康診断に使用する体重計
 - ・米集荷用のはかり
 - ・各種工場の受入、出荷時の取引用はかり
 - ・運送会社の使用するはかり、宅急便取次店(コンビニなど)で使用するはかり
 - ・ごみ焼却場などで使用するはかり
- 検査対象外の計量器(はかり)の例
 - ・農家の米供出用に使用するはかり(庭先取引や行商に使用するはかりは対象)
 - ・旅館などの浴場にある体重計、家庭用の体重計、料理などで使用するはかり
 - ・事務所などで封筒の郵便料金を知るために使用されるレタースケール

注意事項

新規に購入したはかりまたは修理後検定を受けたはかりについては、定期検査の受検を1回免除されます。はかりに刻印された検定年月をご確認ください。(定期検査実施日において、はかりに刻印された検定年月から3年以内1回限り)

汚れのひどいはかりは、感度不良の原因になりますので、十分に清掃してから持参してください。

平成30年度に定期検査を受けた方は、調査書を個別に郵送いたします。

『所在場所定期検査』の実施

特定計量器の構造がぼう大、または多数などのため、運搬が困難で計量器の所在場所で検査を希望し、所在場所定期検査の実施基準に適合すると思われる場合は、所在場所定期検査を行います。

※所在場所定期検査の検査日時については、申請書を提出していただいた後に調整して決定します。

※所在場所定期検査を受ける方は、検査手数料の他に、検査用具運搬費および検査職員の出張経費を負担することになります。

■実施基準

- ・ひょう量(はかりの最大能力)が500kg以上のはかり
- ・はかりの構造がぼう大なもの
- ・はかりが土地または建物などに固定されて取り外しが困難なもの
- ・取引証明に使用されるはかりが15台以上ある事業所

※これらに該当するもの全てが無条件に実施されるとは限りません。

申込み方法

計量器(はかり)の各定期検査の受検は事前の申し込みが必要です。特定計量器定期検査調査票に必要事項を記入の上、提出してください。申込書類は、役場産業振興課窓口で配布します。

■申込み先 役場産業振興課産業振興係

■提出期限 10月26日(月)



検定証印



基準適合証印